

平成 2 7 年度
第 8 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第8回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年11月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1 番 高砂 清一（農地部会長）
- 2 番 片山 久男
- 3 番 田井 天久
- 5 番 三笠 輝彦（会長）
- 6 番 木村 保夫
- 7 番 妻鹿 常男
- 8 番 小山 智
- 9 番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 4 番 上砂 正義
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主任 主事 寺井 康弘
- 主任 主事 藤澤 英宣
- 主任 主事 須和 裕司
- 主任 主事 藤井 照彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について

議案第14号 農用地利用配分計画（案）について

議案第15号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第8回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中17人で、部会は成立しております。欠席委員は、上砂委員と藤原委員の2名で三笠委員は遅れて来るとの連絡が有りました。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は12番河北委員、15番湊委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番のとおりです。

2番も、第三者が転用するため残存小作の賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は金銭による補償です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

3番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番は、第三者が転用するため残存小作の賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権26・27番のとおりです。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作の賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番は、第三者が耕作目的で取得することになったため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地の取得については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連しています。

7番及び議案書2ページの8番も、第三者が耕作目的で取得することになったため香川県農地機構を介して締結した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地の取得については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

9番は、第三者による転用計画があるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

10番も、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権40番のとおりです。

11番は、耕作不便になったため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

12番は、第三者が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権9番のとおりです。

13番は、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請16番のとおりです。

3ページをお開きください。

14番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

15番は、新規就農者が取得し農業経営を始めるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地の取得については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還に至ったものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権22番のとおりです。

2番は、貸人が一部を転用するため返還に至ったものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請8番のとおりです。併せて返還を受けた農地については自ら耕作します。

3番は、第三者が転用するため返還に至ったものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番のとおりです。

4番は、貸人が自ら耕作するため返還に至ったものです。

5番は、第三者が転用するため返還に至ったものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権26番のとおりです。

6番は、貸人と第三者が転用するため返還に至ったものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請12番及び同法第5条第1項の規定による許可申請所有権28番のとおりです。

7番は、第三者が転用するため返還に至ったものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権43番のとおりです。また、非農地証明願3番に

関連しております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について15件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して河北委員から説明をお願いします。

河北委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査の委員は、高砂農地部会長を始め富本委員、湊委員と、私の4名で昨日実施しました。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

まず、1番の申請地は、高松市多肥出張所西300メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立仏生山公園南200メートルに在り、発電出力99キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを440枚、16基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地のうち、窪地にあるもので、水はけが悪く耕作不便で放棄状態となっていたものですが、申請者の自宅から近く、高松市道に隣接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成27年8月27日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同年9月2日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切である

と考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、香川大学工学部南東600メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条特別議案使用貸借2番に関連し、転用の合計面積が2,101平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案3件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が169.75平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が213.74平方メートルあります。

5番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地以外には自己所有の農地がなく、周辺は住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年8月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が277平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、納屋拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の納屋の敷地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年11月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が94.09平方メートルあります。

なお、農業経営施設の用に供するものであり、無断転用扱いはいたしません。

8番は、200平方メートル未満の農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年4月に納屋及び車庫を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が493.64平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

6ページをお開きください。

10番の申請者は、小・中学生を対象とした野球教室を主宰しており、露天野球教室練習場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く施設の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年5月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が46.56平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、建設業者から借入れの要望があり、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が327.27平方メートル有ります。

12番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅・納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が399.31平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

13番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを220枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は農道が狭く農業機械の通行ができないため、やむを得ず耕作放棄状態となっており、その有効活用が図れ、周辺への被害が少なくなることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月25日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅・納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年に住宅を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が774.42平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年5月に一部造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域であり、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が132.01平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知13番に関連しています。

17番は、発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約1.6平方メートルを160枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月25日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について14件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成27年5月20日付けで露天貸資材置場用地として転用申請を受付けしていましたが、契約解除したため、取下願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成26年4月23日付けで34棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、隣接に分譲住宅を拡張する新たな転用許可申請をしており、工事完了予定日を拡張地と同一にするため29年3月31日から30年11月30日とする変更申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

2番は、平成24年10月5日付けで分譲住宅27棟の許可を受けていましたが、完了予定日までに、10棟が残ったことから工事完了日を27年10月9日から30年10月9日に延長するため事業計画変更申請があったものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、平成18年5月25日付けで露天貸資材置場用地として転用許可を受けていました

が、会社の業績悪化により計画していた需要が見込めなくなったことから、転用を取りやめるものです。

既に所有権の移転もしており、前所有者に返還することもできないことから、承継者が農地として利用するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して引き続いて河北委員から説明をお願いします。

河北委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の5条特別議案書の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立中央小学校北300メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立龍雲中学校東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発分譲中の住宅団地の西側に延長するもので、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも300メートルと近く、宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が572.17平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、申請地は、高松市立古高松南小学校南東850メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、4番からは富本委員が説明いたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。続きまして、私から報告をいたします。

4番の申請地は、香川県農協中央地区営農センター東450メートルに在り、事業拡大による事業用車両のための露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は転用者の下田井事務所に隣接し、また、県道太田上町・志度線にも近く事業効率が高まることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、高松市林出張所東750メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスに近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立円座小学校北450メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線に接し交通の利便性が良く、東側一体は、都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適

当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知4番及び使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。

7番の請地地は、高松市立檀紙小学校南西150メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道山崎・御厩線に近接し交通の利便性が良く、周辺には教育施設が整い、また、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者は譲渡人のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が64.32平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立香南中学校北600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自社の関連会社が開発した住宅団地に隣接し近くには教育施設が有り、また、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市山田支所南400メートルに在り、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田・高松線に面し交通の利便性が良く、県道の対面20メートルにある運送会社から、事業拡大に伴う運送用車両及び従業員の駐車場確保の依頼があり、不動産業を営む法人が転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

10番の申請地は、高松市立十河小学校北1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近接し交通の利便性が良く、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、賃借権1番からは湊委員が説明いたします。

湊委員 現地調査委員の湊です。引き続き御説明いたします。

4ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立古高松南小学校南900メートルに在り、インテリア、雑貨販売を目的とする業務拡大のため事務所・店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社店舗の南側で、主要地方道高松・長尾・大内線にも面し交通の利便性及び事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松自動車道・高松檀紙インターチェンジ北500メートルに在り、業務量増加により資材置場が不足しているため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者の事業所近くに位置しているため事業効率が良く、また、県道檀紙・鶴市線に近接し交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市山田支所西300メートルに在り、有料老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,595.55平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知12番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、5ページを御覧ください。

1 番の申請地は、香川高等専門学校高松キャンパス南800メートルに在り、発電出力125キロワット、パネル1枚の面積約1.6平方メートルを588枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、法人代表者の親族が所有するもので、耕作不便で放棄状態にあり、転用者の事業所から近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成27年1月20日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同年9月9日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番は、先ほどの4条特別議案3番と併用し、親族間で使用貸借し転用申請するもので、転用理由、立地基準、一般基準については、4条と同様に適切であると考えます。

特別議案の4条第1項の許可申請3番と合せて転用合計面積が2,101平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権10件、賃借権3件、使用貸借2件であります。

許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

1番の転用者は、調剤薬局を営んでいる法人の代表者で、来客が多く、駐車場が不足していることから法人のための露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、不動産業を営んでおり、近隣には貸駐車場が多数ありますが、数が不足し需要があり、収益が見込めることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既に転用者が賃貸共同住宅を建築している敷地に隣接し、近隣には香川県住宅供給公社の団地のほか共同住宅等で宅地化の進んだ地区で、医療施設、学校等の整った地域でもあり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページをお開きください。

7番は、自宅敷地内で新たな駐車場スペースを確保することができないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み自宅前に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟んで用途地域に隣接し、周辺は医療施設、学校等の整った地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く、近隣には病院、大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し両親の世話がし易く、近隣には学校、病院、大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、役員が会社の近くで居住するため社宅兼事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、会社に近接し、近隣には学校、病院、大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページをお開きください。

12番は、自宅敷地内に家族全員が必要な駐車スペースが確保できないことから、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が241.85平方メートル有ります。

14番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が411.17平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、非農家の住宅用地で、500平方メートルを超えていますが、転用地の隣接地は農地が無く、宅地化されており、超えている部分が審査基準で定める200平方メートル未満で、農業用利用しがたい残地であることから問題ないと考えます。

16番は、進入路が無いことから、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、個人で内装及び表具業を営んでおり、長男が後継者として働き始め、事業も拡大し、露天作業場・駐車場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地前に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、建具の加工販売業を営む法人で、事業拡大から資材置場が必要となり、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、自治会集会所が老朽化したことから、集会所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道の沿線に在り現集会場に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

20番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲住宅に接続して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、歯科医師である転用者が診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線沿で、近辺には歯科診療所が無く、周辺は分譲住宅で宅地化が進み需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者の関連会社が開発した分譲住宅に接続して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに近く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページをお開きください。

27番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が364.75平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番の転用者は、貸ビル業を営む法人で、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

30番の転用者は、運送会社の役員で、法人に貸し付けるため露天貸駐車場用地として

転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接し、国道、インターチェンジにも近く事業展開し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、法人が転用すべきところですが、資金の関係から、役員が取得して法人へ貸し付けるものです。

31番は、宅地取得した際に境界の誤りがあったもので、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年10月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が255.36平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

32番も、自宅と市道との間に申請地があり、宅地として利用し易くするため、非農家の宅地拡張用地として申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、宅地との間に在る農道の用途廃止も申請しており、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が416平方メートル有ります。

なお、非農家の住宅用地であり、500平方メートルを超えていますが、転用地の隣接に農地は無く、超えている部分が審査基準で定める200平方メートル未満であり、農業上利用しがたい残地であることから問題ないと考えます。

34番は、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が共同住宅用地とした土地の横で、管理し易いものの、農業上あるいは他の用途に利用するには不正形で利用効率が悪く、また、8名の共有地であり耕作する者が不在で、長期間耕作放棄地となっているため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページをお開きください。

35番の転用者は、土木工事業を営む法人で、借りている既存の事務所、資材置場を返却しなくてはならなくなったことから、新たな事務所・倉庫・露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道衣掛・郷東線に近接し国道、インターチェンジにも近く事業展開し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

(5番 三笠委員入室 午後3時15分)

36番の転用者は、個人で土木工事業を営んでおり、高松市及び中西讃地区での受注事業が増え、資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道衣掛・郷東線に近接し国道、インターチェンジにも近く事業展開し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、弟所有の農地を譲り受け、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請とするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年5月に一部造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が267平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

38番は、所有農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

39番は、家族5人で4台の車両を保有していますが、住宅敷地内に全車両の駐車スペースが確保できないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農道水路を挟んで自宅に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

40番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知10番に関連しています。

41番の転用者は、診療所を開設していますが、自家用車で通院者が増え、駐車場不足となり、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,096.6平方メートル有ります。続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

17ページをお開きください。

1番の転用者は、敷地を賃借しフランチャイズ方式で店舗展開をしており、新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、賃借している資材置場が期限満了となるため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川・高松線沿で、県道を挟んで現在、利用している資材置場、事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、義母所有の農地を借り受け、分家住宅用地とするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、近隣は、学校、病院、スーパーマーケット等が整い、生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、平成27年7月15日付けで許可のあった土地の新築工事を受注したため、27年12

月1日から28年8月31日までの間、仮設現場事務所・倉庫用地として一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し工事現場の隣に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、事業拡大により、事業用車両置場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線沿に在り事業所に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地及び用途廃止する水路が251.04平方メートル有ります。

8番は、高松市上下水道局から国分寺町排水管敷設工事を受注し、工事期間中の、平成27年9月15日から28年1月31日までの間、仮設事務所・資材置場用地として一時転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、既に利用しており無断転用ですが、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

18ページをお開きください。

1番は、貸倉庫敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現貸倉庫の敷地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年8月に造成し新築したもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が970.73平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して高齢の父に代わり農作業がし易く、集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業の縁辺部にあり、県道三木・国分寺線に接し、集団的に存する農地を蚕食・分断することなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、近隣は学校、病院、スーパーマーケット等が整い、生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。既に進入路として転用許可を受けている併用宅地介在田が14.06平方メートル有ります。

7番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を申請している併用農道が16.09平方メートル有ります。

8番は、母所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを324枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、居宅に隣接し管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、田渡しで排水していましたが、この度、隣接農地が転用されるに当たり、申請地を借り受け水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用水路の設置であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19ページをお開きください。

10番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家

に隣接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が50平方メートル有ります。

11番も、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和51年12月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が77.07平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、事業所の従業員用の駐車場が不足していることから、法人の役員をしている所有者から借り受け露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準は、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道と事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年5月に造成し利用中ですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地と用途廃止する農道が142平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が51.76平方メートル有ります。

14番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から25メートルと近く、両親の面倒をみたり農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、今年の6月に造成工事を行っていますが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、春日川改修工事の立ち退きにより新たな住宅が必要となったため、夫所有の農地を借り受け、共同施工にて農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現住宅に隣接し営農がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が310.16平方メートル有ります。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権33件、

賃借権 6 件、使用貸借 13 件、計 52 件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

片山委員 議長——2 番。

議長 2 番 片山委員。

片山委員 所有権の 19 番の案件ですが、東本村自治会が所有権移転での転用申請ですが、どのような位置付けでどのような資格で登記ができるのですか。

議長 ただ今の質問に対して事務局の説明を求めます。

川西課長 登記をするためには、法人格の取得が必要となりますが、本自治会は、地方自治法に定められた要件を満たした法人で認可地縁団体として市長が認可しており、登記行為等ができます。

片山委員 了解しました。

議長 ほかに御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申しあげます。

議案書 20 ページをお開きください。

1 番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻と野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 1 番が同時に提出されており要件を満たします。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2 番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2 番は、障がい者福祉事業を行う譲受人が障がい者の就労継続を支援するため譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。申請内容から、譲受人は社会福祉法人であり、その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第 3 条第 2

項ただし書及び農地法施行令第6条第1項第1号ハの不許可の例外に該当いたします。農地法第5条第1項の規定による許可後の継承を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、譲渡人が高齢で農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、遠隔地に居住し耕作不便である譲渡人が新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻と野菜を栽培するものです。

議案書21ページをお開きください。

6番及び7番ですが、6番は、譲渡人が農業を廃止することから、7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻と野菜を栽培するものです。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

10番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

12番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

13番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

22ページをお開きください。

14番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知7番及び8番に関連しています。

15番は、譲渡人が農業生産法人を解散し、新規営農を希望する農事組合法人である譲受人へ譲り渡すもので、取得直後は譲受人と代表者を同じにし、肉牛飼育を行っている法人のための牧草を栽培するものです。また、将来的には、肉牛を飼育し牧草栽培を行うものです。

なお、譲受人は農業生産法人としての法人形態要件、事業要件、構員要件、役員要件について、全て満たしております。

16番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

議案書23ページをお開きください。

17番と18番は、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。18番は、農地法第18条第6項の規定による通知15番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借による権利の設定について御説明申しあげます。

24ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が、10年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2番から25ページの4番までは、いずれも経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き花卉、野菜、果樹を栽培するものです。貸借期間について、2番は50年、3番は20年、4番は10年となっています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転18件、使用貸借による権利の設定4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請は、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

1番と2番は、いずれも昭和30年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

3番は、昭和45年ごろから農地への進入路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

以上、議案第10号 非農地証明願について3件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよう

でありますので、議案第10号 非農地証明願については、証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願は、証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、全て農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

1枚目裏面のとおり、平成27年10月8日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会があったものです。

同2日付けで東京都の会社から香川県知事宛に、太陽光発電所の建設のため土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、香南町の雑種地及び山林であります。

開発計画の内容は、約13.3ヘクタールの開発地について、土工として切土40,930立方メートル、盛土38,453立方メートルの施工、防災施設として、暗きょ工183メートル、水路工1,696.3メートル、仮設沈砂池として貯砂容量2,312立方メートルを2箇所、既設の洪水調整池として調整容量39,156立方メートルを1箇所の施工を計画しているものです。

同27日に香南町担当農業委員2名と地区担当職員で、排水方向等を現地調査した結果、

下流域には多数の農地が有るので、高松市長宛には、「土地開発行為を行う土地の下流域には多数の農地が有り、事業実施に当たっては、下流域の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告がありました。市長宛に、「土地開発行為を行う土地の下流域には多数の農地が有り、事業実施に当たっては、下流域の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。」となっていますが、万全を期すとは、何を指しているのですか。地区部会での意見はどうですか。

妹尾委員 議長——14番

議 長 14番 妹尾委員。

妹尾委員 地区部会を代表しまして発言します。この件につきましては、2年前から地元土地改良区、水利組合等と協議を重ね、調整しております。申請地の下流には農地がありますが、既に沈砂池と洪水調整池を設けており、今までも問題も無く、開発によっても問題無いと考えております。

議 長 了解しました。ありがとうございます。

ほかに、説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

1枚目裏面のとおり、平成27年9月30日付けで高松市長から香川町安原下第3号字下倉下の一部の地籍調査後における地目認定に関して照会があったものです。

対象地区の範囲は、2枚目地図の太線囲みの区域です。

現地調査は、27年10月16日に香川町安原下地区担当農業委員及び農業委員会事務局職員並びに土地改良課地籍調査室職員で実施しました。

2枚目裏の農地変更調書の1ページから御覧ください。

現地調査の結果、従前の農地又は農地の一部を農地と現認できたものは、2ページの15

番から19番まで、3ページの21番・23番・25番・28番、4ページの29番・30番、5ページの39番・42番・47番、6ページの49番・52番、7ページの56番・58番・59番、8ページの65番・71番、9ページの74番のとおり22件でした。

一方、それ以外の63件については、公簿地目は農地であるが現況は山林・宅地・雑種地・公衆用道路・用悪水路など農地以外の土地となっており、農地変更調書のとおりでした。

農地が農地以外の土地に変更されているものについては、耕作不適のため長期間耕作放棄され山林化したものや、土地改良施設及び納屋等農業用施設の敷地として利用されているものが大半で、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、本資料の1枚目の3 市長への回答に記載のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません」と回答しようとするものです。

以上、議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用配分計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第14号 農用地利用配分計画案について御説明申しあげます。

資料の3を御覧ください。

8月の農業相談会で貸し借りの対象となった農地のうち、農地中間管理事業を利用するものについては、農業経営基盤強化促進法による10月31日付けの公告により、現在、出し手から農地中間管理機構が賃借権等の中間管理権を取得した状態となっております。

制度上、この後、機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するためには、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき機構が香川県に対して、この農用地利用配分計画の認可を受ける必要があります。

認可を受ける場合、この法律の規定により、農業委員会の意見を聞くこととなっており、意見伺いが提出されたものです。

なお、この認可があったとき、県報で告示され、告示された日をもって権利が設定又は移転することとなります。認可後のこの農用地利用計画配分計画が契約書に相当することとなります。このたびの認可告示の予定日は、12月25日を予定しております。

農用地利用計画配分計画の内容につきましては、10月の農地部会で承認をいただいた農用地利用集積計画の内容と同様のものです。

機構に関係した農地のみでありまして、資料を御覧ください。

第1地区から第7地区までの該当案件が掲載されております。最終ページに総合計が記載されておりました、筆数合計で215筆、面積合計で255,057平方メートルとなっております。

以上、議案第14号 農用地利用配分計画案について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

平成27年11月4日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議をいただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の裏面総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が記載されております。ページの中ほどの箱書きの中に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回は、区分で見た場合、自己住宅のみで、除外申請の件数合計で11件、合計面積で3,233.32平方メートルでございます。

議案15号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告として農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業

委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料５の表紙を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年10月9日から同年11月6日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、9月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が9件、10月農地部会議決分として4条が17件、5条が27件、合計で4条が17件、5条が36件です。

許可保留件数については、9月以前の農地部会議決分として4条は1件、5条が4件、10月農地部会議決分として4条が2件、5条が7件、合計で4条が3件、5条が11件です。

取下については、9月以前の議決分の5条で1件ございました。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4条関係の9月議決分といたしまして、11番が開発許可未了で許可保留になっております。

2 ページを御覧ください。

4条関係で10月議決分の1番・19番が開発許可未了で許可保留になっております。

3 ページを御覧ください。

5条関係の6月議決分の8番が、先ほど御審議いただいた案件で、10月20日付けで取下となりました。

次に、7月議決分の7番が屋島地区での転用申請で、史跡・天然記念物屋島現状変更許可未了で許可保留になっております。

さらに、8月議決分の4番・14番、使用貸借の1番及び9月議決分の4番が開発許可未了で許可保留になっております。

4 ページを御覧ください。

5条関係で10月議決分の3番・8番・13番・14番・15番・17番・19番が開発許可未了で許可保留になっております。

5 ページを御覧ください。

同じく5条関係の賃借権の設定の1番及び4番が開発許可未了で許可保留になっております。

以上で、会長許可専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第8回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時8分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員